

# 西欧中世における「神の平和」運動 ——フランスを中心に——

佐藤 亜紀乃

10 世紀末から 12 世紀にかけてのフランスにおいて、教会人の主導のもと、平和や秩序の維持のために展開したのが、「神の平和」(pax dei) 運動である。当該期は、9 世紀末のカロリング的秩序の解体や、封建制の成立に伴う公権力の細分化によって、国王ならびに公や伯といった有力貴族による紛争処理や調停が十分に機能しなくなっていた。このような状況において、教会人たちは封建領主たちの私戦(フェーデ)を抑制し、社会に平和と秩序を取り戻そうとフランス各地で様々な活動を展開したのである。

「神の平和」運動にかんして、かつて歴史家たちは、当該期の社会について公的秩序の欠如、無政府状態という見解を強調しながらも、多様な論理で政治社会の変化と「神の平和」運動の発生を関連づけて考察してきた。しかし近年、当時の王権の弱体化、政治や社会の無秩序状態など、これまで「神の平和」運動の解釈を支えてきた歴史的背景の見直しが進んだ結果、当時の社会や文化の文脈に即して、「神の平和」運動それ自体の意味や機能があらためて考察されなければならない状況にある。このような先行研究をふまえて、本論文では、10 世紀末から 12 世紀にかけてのフランスを中心に、「神の平和」運動を考察した。そのさい、フランス国王と「神の平和」運動との関係や、教会人たちの活動と理念、さらには民衆への「神の平和」運動の影響にとくに注目して議論を進めた。

まず第 1 章「「神の平和」運動のはじまりと展開」では、本論文全体の議論の前提として、10 世紀末から 12 世紀にかけての「神の平和」運動とその展開について、フランスを中心に概観し、地域ごとの「神の平和」運動の内容とその特徴を整理して論じた。10 世紀後半のオーヴェルニュで開始された「神の平和」運動は、11 世紀から 12 世紀までにフランス全土、ドイツの一部、さらにはスペイン北東部にまで広がりを見せた。また 11 世紀初頭には、特定の期間の戦闘行為を禁止する「神の休戦」(treuga dei) も追加され、平和運動は新たな段階に入ったのである。

「神の平和」運動で当初目的とされたのは、教会財産の保全と私戦一般の抑制であって、完全な「平和」が目指されたわけではなかった。その担い手も教会人に限定されておらず、諸侯権力との連携があり、地域によっては領邦君主の主導により平和運動が行われることもあった。くわえて重要なのは、各地域の現状に応じて、平和令の規定内容が実用的・現実的に定められたことである。このことは、「神の平和」運動が 13 世紀まで行われた大きな背景をなしている。

続く第 2 章「フランス国王ロベール 2 世と「神の平和」運動」においては、「神の平和」運動へのフランス国王の関与とその意義について考察を進めた。従来の研究では、「神の平和」運動のおもな要因として、10 世紀から 11 世紀のフランス王権の弱体化が強調されて

きた。たとえば、『カンブレ司教事績録』のような史料においても、当時のフランス国王ロベール2世（敬虔王、在位996-1031年）の無力さゆえ平和運動が行われたと記されている。しかし実際には、ロベール2世は、王権の強化・拡大を目指して、「神の平和」運動に積極的に関与・支援したのだった。数々の平和会議は彼に保護・支持されており、平和誓約は王と共に交わされていた。むしろ国王の関与によって平和運動が正当化され、教会人たちのスムーズな活動が可能になったとも考えられる。当時のロベール2世が、多くの司教たちから援助を獲得し、神聖ローマ皇帝を味方にするほど影響力が強かったことも確認される。

国王との関係で無視できないのは、この時期の「神の平和」運動が民衆運動の色彩を帯びていたことである。ロベール2世が「神の平和」運動に関わったのは、それを介して民衆に王のカリスマ性を示し、その影響力を拡大しようとしたためであった。ロベール2世は、各領邦や城主支配権の細分化が進行する当時の北フランスにおいて、王権の確立と拡大を図るべく、民衆的色彩を帯びた平和運動に接近したのである。

第3章「教会人の活動と「平和」観」では、教会人が自らの権威と「神の平和」運動の正当性を保つために、様々な角度から民衆や騎士を感化していたことを解明しようとした。そのさい本章でまず論じたのは、聖遺物ならびにその行列、また聖人の奇蹟がもつ意味である。「神の平和」のための会議において聖遺物が持ち込まれただけでなく、教会の威光を民衆に誇示すべく、聖遺物行列もたびたび行われた。また教会人たちは、教区民を召集し、「平和民兵」、あるいは「平和軍」と称される軍を結成することで、教会人の戦いが平和維持という重要な公的役割を担うことを示そうとした。

11世紀初頭に民衆運動が高まりを見せたことも、「神の平和」運動の広がりや反封建領主的な側面と関係している。国王と同じように、教会人たちは民衆と結び付き、そのエネルギーを取り込むことを試みたのである。もっとも、教会人たちが目指した「平和」とは、民衆運動を中心とした反封建的なものでも、反貴族的なものでもなかった。「神の平和」運動では、共通して社会秩序の維持が目指されたとはいえ、その目的のために、「戦う者」たる騎士身分の戦闘行為を正当化し、騎士身分のキリスト教化およびキリスト教的戦士というイメージの形成に寄与する側面もあったのである。このように「戦う者」を感化し社会を再編することも、教会による「平和」の目的のひとつであったと考えられる。

本論文の最後では、これまでの考察から導かれた結論を述べると同時に、12世紀以降の「神の平和」の動向について論じた。「神の平和」運動が行われていた10世紀末から12世紀にかけては、封建制の成立により、公権力の細分化が進んだ時代であり、国王や領邦君主、司教などの高位聖職者であっても、その権力基盤は盤石ではなかった。教会人が自ら考える「平和」実現や秩序維持のために、騎士階級や民衆を説得し感化しようと試みる一方で、「神の平和」運動は、国王や貴族、民衆など立場や階級におうじて様々な意味を見出されることで、その対象範囲を拡大していったのである。

12世紀以降、「神の平和」運動は、国王や領邦君主の公権力の確立により持続・変質し、

やがて終焉を迎えた。またこの時期には、「平和」理念の世俗化が進展した。11世紀まで、「神の平和」運動における宗教的な「平和」理念は、現実の紛争の緩和を促す理念として重要な役割を果たしていたが、12世紀になると「平和」は治安に関わる概念に変化していくことになる。

「神の平和」運動が目指した「平和」とは、絶対的な「平和」の希求でもなく、社会全体が悔悛の精神で満たされた、争いのない新しい社会の創出でもなかった。確かに、11世紀に高揚した民衆運動への接近から、「神の平和」運動が反封建領主的な特徴をもつことがあったが、部分的に戦闘行為が認められ、領主権も保護されているような、反封建的とは到底言い難いものでもあった。また、教会人の主導による運動では、教会所領の侵害や教会財産の略奪の禁止が何よりも重視された。「神の平和」運動とは、既存の社会システムを前提とした、秩序維持を目的としたものだったのである。

## 参考文献一覧

### (1) 日本語文献

青山吉信ほか編『西欧前近代の意識と行動』刀水書房、1986年。

赤坂俊一「中世ドイツにおける神の平和とラントフリーデから見る秩序の心性」、『汎バルト海・スカンディナヴィア学会誌』8・9巻、1999年、41-57頁。

——「中世ドイツにおける神の平和とラントフリーデから見る秩序の心性(2)」、『汎バルト海・スカンディナヴィア学会誌』10巻、2000年、1-19頁。

朝治啓三・渡辺節夫・加藤玄編著『中世英仏関係史 1066-1500——ノルマン征服から百年戦争終結まで』創元社、2012年。

江川温「神の平和」運動と12世紀カペー王権『史林』62巻1号、1979年、47-71頁。

——「ラン司教アダルベロンと『ロベールに捧げる歌』——ヨーロッパ三職分論研究序説」、『史林』64巻4号、1981年、463-497頁。

——「ロベール2世の王権と「神の平和」運動——1020年代のブルゴーニュと北フランス」、関西中世史研究会編『西洋中世の秩序と多元性』法律文化社、1994年、35-54頁。

——「神の平和」運動の軌跡が照らしだすもの——11・12世紀の平和理念と紛争処理」、服部春彦・谷川稔編『フランス史からの問い』山川出版社、2000年、4-24頁。

——『フランス封建社会と神の平和運動(平成19年～平成21年度科学研究費補助金(基盤研究C)研究成果報告書)』、2010年。

久保正幡先生還暦記念出版準備会編『西洋法政史料選<II>中世——久保正幡先生還暦記念』創文社、1978年。

今野國雄『西欧中世の社会と教会』岩波書店、1973年。

佐藤伊久男編『ヨーロッパにおける統合的諸権力の構造と展開』創文社、1994年。

世良晃志郎編『ヨーロッパ身分制社会の歴史と構造』創文社、1987年。

高山博「フランス中世における地域と国家——国家的枠組みの変遷」、同『<知>とグローバル化—

- 中世ヨーロッパから見た現代世界』勁草書房、2003年、115-156頁。
- 甚野尚志『隠喩のなかの中世——西洋中世における政治表徴の研究』弘文堂、1992年。
- 轟木広太郎「聖なる「報復」——『聖ブノワの奇蹟』と封建社会」、服部春彦・谷川稔編『フランス史からの問い』山川出版社、2000年、25-48頁。
- 『戦うことと裁くこと——中世フランスの紛争・権力・真理』昭和堂、2011年。
- 二宮宏之『マルク・ブロックを読む』岩波書店、2005年。
- 橋口倫介「総論——もう一つの中世史」、橋口倫介編『西洋中世のキリスト教と社会——橋口倫介教授還暦記念論文集』刀水書房、1983年、3-40頁。
- 山中謙二『中世のキリスト教』学生社、1979年。
- 渡辺節夫『フランス中世政治権力の研究』東京大学出版会、1992年。
- 「フランス中世王権とローマ的“皇帝”、“帝国”観」、歴史学研究会編『幻影のローマ——〈伝統〉の継承とイメージの変容』青木書店、2006年、303-339頁。
- 渡邊昌美『中世の奇蹟と幻想』岩波新書、1989年。
- フィリップ・ヴァルテール（渡邊浩司訳）『「キリスト教神話」を求めて——神話・神秘・信仰：公開演説会』中央大学人文科学研究所、2008年。
- パトリック・ギアリ（杉崎泰一朗訳）『死者と生きる中世——ヨーロッパ封建社会における死生観の変遷』白水社、1999年。
- ハンス＝ヴェルナー・ゲッツ（宮坂康寿訳）「近年の研究が照らした「神の平和」運動」、服部良久編訳『紛争の中のヨーロッパ中世』京都大学学術出版会、2006年、326-361頁。
- ジョルジュ・デュビイ（下野義朗訳）「マコネー地方における十二世紀の家系・貴族身分・騎士身分——再論」、二宮宏之編『家の歴史社会学』新評論、1983年、197-234頁。
- （高木啓子訳）「俗人と「神の平和」」、服部良久編訳『紛争の中のヨーロッパ中世』京都大学学術出版会、2006年、310-325頁。
- M. パコー（坂口昂吉・鷲見誠一訳）『テオクラシー——中世の教会と権力』創文社、1985年。
- マルク・ブロック（井上泰男・渡邊昌美共訳）『王の奇蹟——王権の超自然的性格に関する研究、特にフランスとイギリスの場合』刀水書房、1999年。

## (2) 外国語文献

- Thomas Gergen, 'The Peace of God and its Legal Practice in the Eleventh Century', *Cuadernos de Historia del Derecho*, 9, 2002, pp.11-27.
- Thomas Head and Richard Landes (eds.), *The Peace of God: Social Violence and Religious Response in France around the Year 1000*, Ithaca/London, 1992.
- Timothy Reuter (ed.), *The New Cambridge Medieval History III: c.900-c.1024*, Cambridge, 2009.
- Teo Riches, 'The Peace of God, the 'Weakness' of Robert Pious and the Struggle for the German Throne, 1023-5', *Early Medieval Europe*, 18(2), 2010, pp.202-222.
- , 'Bishop Gerard I of Cambrai (1012-1051) and the Representation of Authority in the *Gesta episcoporum Cameracensium*', Ph.D Dissertation, University of London, 2006.